東洋大学研究倫理委員会規程

平成19年2月23日施行

改正 平成 26 年 4 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日 平成 26 年 8 月 1 日

(目的)

第1条 この規程は、東洋大学(以下「本学」という。)における研究者の研究活動において、東洋大学研究倫理規程(以下、「研究倫理規程」という。)に定める事項の遵守を促し、研究活動における倫理規範の確立に努めるとともに、不正行為に対する措置等について定め、不正行為を防止することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 本規程において用いられる用語の定義については、次の各号に定める。
 - (1) 研究者 本学の専任教員及び本学の施設設備を利用して研究を行っている者をいう。
 - (2) 対象研究者 前号の研究者のうち第5条の規定により不正を告発又は情報提供に関する通報又は相談(以下、「通報等」という。) された者及び第8条第2項の規定により予備調査の対象になった者をいう。
 - (3) 不正行為 研究活動において、次に揚げる行為をいう。
 - ア 論文作成(含む著作権等)及び結果報告におけるデータ、情報、調査等の捏造、 改ざん及び盗用(以下、「特定不正行為」という。)
 - イ 学内外から得た研究費の不正使用、不正受給及びこれに関する証拠隠滅又は調査 妨害
 - ウ 研究成果の二重投稿、不適切なオーサーシップ等及びこれに関する証拠隠滅及び 調査妨害

(研究倫理委員会の設置)

- 第3条 第1条の規定に基づき、不正行為に対処するために東洋大学研究倫理委員会(以下「本委員会」という。)を設置する。
- 2 本委員会は次の者をもって構成する。
 - (1) 学長の指名する副学長 1名
 - (2) 研究推進部長
 - (3) 学部長から2名
 - (4) 大学院研究科長から1名
 - (5) 学長が指名する法律の知識を有する専任教員 1名
 - (6) 学長が指名する外部有識者 若干名

- 3 前項に定めるもののほか、本委員会が必要と認める場合には、理事長が指名する常務 理事1名を構成員に加えることができる。
- 4 第2項第3号の委員は、学部長の互選とする。
- 5 第2項第4号の委員は、大学院研究科長の互選とする。
- 6 第2項第5号及び第6号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (本委員会の運営)
- 第4条 本委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、前条第2項第1号の委員をもって充てる。
- 3 本委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長の指名による。
- 4 本委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。
- 5 議決に当たっては、出席委員の過半数の同意を必要とする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(不正行為に関する通報等)

- 第5条 研究者の不正行為に関する通報等を行うことができる者(以下「通報者等」という。)の範囲及びその取扱いについては、学校法人東洋大学公益通報に関する規則(以下「公益通報規則」という。)第2条及び第3条に準ずる。
- 2 通報者等は、不正行為を発見したとき又は不正行為の存在を思料するにいたったときは、原則として顕名による通報・相談受付シート(別紙様式第1)をもって、第22条に規定する窓口に通報等を行うことができる。
- 3 匿名による通報等があった場合は、信ずるに足りる相当の理由、証拠等のある場合を 除き、調査対象として受理しない。
- 4 通報等があった場合で、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、第13条に基づき、調査機関に該当する研究又は配分機関に当該通報等を回付する。回付された研究 又は配分機関は当該研究又は配分機関に通報等があったものとして当該通報等を取り扱う。
- 5 前項に加え、ほかにも調査を行う研究又は配分機関が想定される場合は、通報等を受けた研究又は配分機関は該当する研究又は配分機関に当該通報等について通知する。
- 6 書面による通報等など、受付窓口が受け付けたか否かを通報者等が知り得ない方法による通報等がなされた場合は、通報者等(匿名除く)に通報等を受け付けたことを通知する。
- 7 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を 確認及び精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思がある か否か確認する。
- 8 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという通報等につ

いては、その内容を確認及び精査し、相当の理由があると認められたときは、対象研究者に警告を行う。ただし、対象研究者が本学に所属していない場合は、対象研究者の所属する研究機関に事案を回付することができる。本学に所属しない対象研究者に対して本学が警告を行った場合は、対象研究者の所属する研究機関に警告の内容等について通知する。

- 9 報道、会計検査院等の外部機関により不正行為の疑いが指摘された場合は、不正行為 に関する通報等に準じた取扱いをすることができる。
- 10 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されており、不正行為を行ったとする研究 者及びグループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的 な合理性のある理由が示されている場合に限り、不正行為に関する通報等に準じた取扱 いをすることができる。

(専門委員)

- 第6条 本委員会は、予備調査及び本調査において活動の適正化を確保するために、その 専門分野に応じて専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、本委員会の意見を聞いて委員長が委嘱する。
- 3 専門委員は、委員長の求めに応じて、本委員会に出席し意見を述べることができる。
- 4 その他、専門委員について必要な事項は、その都度本委員会において別に定める。 (守秘義務)
- 第7条 本委員会の委員、専門委員並びに通報者等を含む関係者は、本規程に基づく不正 行為の通報等及び調査により知り得た秘密は、これを他に漏らしてはならない。
- 2 調査事案が漏えいした場合、通報者等及び対象研究者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者等又は対象研究者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

(調査委員会)

- 第8条 調査委員会は、次の構成員により実施する。
 - (1)委員長が指名する本委員会の委員 2名以上
 - (2) 委員長が指名する専門委員 2名以上
 - (3) 本委員会が必要と認めた者 若干名
- 2 前項の構成員は、半数以上を外部有識者で構成することとし、通報者等及び対象研究 者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 第1項第1号及び第2号の構成員のうちから、委員長の指名する者を責任者に充てる。
- 4 調査委員会は本委員会より命じられた予備調査、本調査等を行うこととし、委員長に調査結果を報告する。

(予備調査)

第9条 第5条に基づき、通報等があった場合、学長は、7日以内に内容の合理性を確認 し、予備調査の要否を判断しなければならない。

- 2 学長が必要と認めた場合には、学長は委員長に速やかに予備調査を実施するよう命じる。
- 3 委員長は、学長から命じられた日から 14 日以内に本委員会を招集し、速やかに予備調査を実施する。
- 4 予備調査の実施判断がなされた場合は、実施判断がなされた日から 20 日以内に通報者等(匿名除く)に対して予備調査実施について通知する。
- 5 報道、会計検査院等の外部機関の指摘により、不正の疑いが生じた場合も通報等と同様の取扱いとし、学長が必要と認めた場合は、委員長に予備調査の実施を命じることができる。
- 6 公的研究費に係る予備調査の実施が決定した場合は、通報等があった日から 30 日以内 に予備調査を実施することを当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告し、協議 しなければならない。
- 7 予備調査は、通報等の内容の合理性、調査可能性等について調査を行う。
- 8 予備調査においては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 関係資料等の調査
 - (2) その他、予備調査に必要な事項
- 9 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報等に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断する。
- 10 本委員会は、本調査実施の要否について、通報等のあった日から 30 日以内に判断しなければならない。
- 11 予備調査の結果については、文書にまとめて、責任者から委員長に報告する。
- 12 予備調査の結果、本調査にいたらなかった場合、委員長はその結果及び理由を学長に報告する。また、通報者等にも同様に報告することとし、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関等及び通報者等の求めに応じ開示する。
- 13 予備調査に必要な事項は、別に定める。 (本調査)
- 第10条 委員長は、前条の予備調査において不正行為が存在する若しくは存在の疑いがあると思料する場合には、調査結果を文書にまとめ速やかに学長へ報告する。
- 2 学長は、報告を受け不正行為が存在する疑いがあると判断した場合には、速やかに委員長に本調査を実施するよう命じるとともに、理事長に本調査実施までの経過を報告する。
- 3 本委員会は、本調査の実施が決定した場合、通報者等及び対象研究者に対し、速やかに本調査の実施を通知し、調査への協力を求める。通報者等及び対象研究者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関に対しても本調査の実施を通知する。
- 4 本調査の実施が決定した場合は、決定した日から30日以内に本調査を開始する。

- 5 不正行為が特定不正行為及び公的研究費に係る不正であった場合は、速やかに、調査 方針、調査方法等について当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告し、協議し なければならない。
- 6 本調査においては、調査委員会は、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 対象研究者及びその関係者からの事情聴取
 - (2) 関係資料等の調査
 - (3) 取引先業者からの事情聴取、関係資料等の調査
 - (4) 対象研究者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止
 - (5) その他、調査に必要な事項
- 7 調査委員会の本調査に当たって、通報者等及び対象研究者並びにその関係者は誠実に 協力しなければならない。
- 8 調査委員会から関係資料等の提出を求められた場合は、対象研究者及びその関係者は、これに応じなければならない。
- 9 関係資料等の隠滅、廃棄等が行われる恐れがあると調査委員会が判断した場合は、関係する研究室等の一時閉鎖並びに実験、解析等に係る設備、装置、機器及び資料の保全を行うことができる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、研究対象者の研究活動を制限しない。
- 10 一時閉鎖又は保全を行う場合は、事前に理事長、学長、対象研究者及びその関係者が 所属する学部及び大学院の学部長、学科長及び所属長(以下、「所属長」という。)の承 諾を得るとともに、所属長が指名する教授2名の立ち会いを必要とする。
- 11 対象研究者は、事情聴取に際して、意見の陳述又は弁明を行うことができる。対象研究者が意見の陳述又は弁明するにあたって、研究が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと及び論文等もそれに基づき執筆されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。また、研究費の使用においては、会計処理基準等に則り適切に処理したことを、法的根拠(取扱い要領等を含む。)に基づき説明しなければならない。
- 12 前号の意見の陳述及び弁明については、対象研究者本人が行うものとするが、付添人 (弁護士に限るものとし、発言は認められない。)の同席を認めることができる。
- 13 調査委員会が必要と認める場合又は対象研究者自らの意思によりそれを申し出て調査 委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会(機器、経費等を含む。) に関し、調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、再現実験の機会 を確保する。その際は、調査委員会の指導及び監督の下に行う。
- 14 本調査の対象には、通報等があった事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した研究対象者のほかの研究活動も含めることができる。
- 15 通報等があった事案の調査に当たっては、通報者等が了承したときを除き、調査関係 者以外の者や対象研究者に通報者等が特定されないよう周到に配慮する。

- 16 不正行為が特定不正行為に当たる場合は、通報等があった事案に係る研究活動の予算 の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間 報告を当該配分機関等に提出する。
- 17 本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき事項が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

(異議申立て)

第 11 条 本調査に当たっては、調査委員の氏名や所属を通報者等及び対象研究者に示さなければならない。これに対し、通報者等及び対象研究者は、示された日から 7 日以内に 異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、本委員会は内容を審査し、 その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させる とともに、その旨を通報者等及び対象研究者に通知する。

(調査手続、方法等の公表)

第12条 不正行為の疑惑が生じた際の調査手続、方法等について、本学のウェブページに 掲載し、学内外に公表する。

(不正行為の通報等に係る事案の調査及び調査を行う機関)

- 第 13 条 本学に所属する研究者に係る特定不正行為の通報等があった場合、原則として、 本学が通報等のあった事案の調査を行う。
- 2 どの研究機関にも所属していないが専ら本学の施設及び設備を使用して研究する研究 者についても前項に準ずる。
- 3 対象研究者が複数の研究機関に所属する場合、原則として対象研究者が通報のあった 事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合 同で調査を行う。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、 関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- 4 対象研究者が現に所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究活動に係る通報等があった場合、現に所属する研究機関と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で通報等があった事案の調査を行う。
- 5 対象研究者が、通報等があった事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、通報等があった事案の調査を行う。対象研究者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、通報等があった事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関が、通報等があった事案の調査を行う。
- 6 前各項までによって、通報等があった事案の調査を行うこととなった場合は、対象研究者が本学に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行う。
- 7 対象研究者が、調査開始のとき及び通報等があった事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき

調査機関による調査の実施が極めて困難であると、通報等があった事案に係る配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行う。この場合、本来調査を行うべき研究機関は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力する。

- 8 他の機関、学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。このとき、第7条、第9条、第10条、第13条から第16条及び第20条は委託された機関、調査に協力する機関等の調査等に準用される。 (調査結果の認定)
- 第14条 調査委員会は、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る 論文等の各著書の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。
- 2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であっても、調査を通じて通報等があった事案が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行う。この認定を行うに当たっては、通報者等に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前2項について認定を終了したときは、調査委員会は直ちに本委員会に報告し、その 報告を受け、委員長は学長に報告する。
- 4 不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者の所属する機関は、内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。
- 5 調査委員会は、第 10 条第 11 項により対象研究者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、対象研究者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。
- 6 調査委員会は、対象研究者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から 客観的不正行為事実、故意性等から証拠の証明力を判断することとする。なお、対象研 究者の自認を唯一の根拠として不正行為と認定することはできない。
- 7 不正行為に関する証拠が提出された場合には、対象研究者の説明及びその他の証拠に よって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。
- 8 生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、対象研究者が本来存在するべき基本的な要素(以下、「基本的な要素」という)の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合、前項と同様の扱いとする。ただし、対象研究者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。
- 9 基本的な要素の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び対象研究者が所属する、又は通報等に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機

関が定める保存期間を超えることによるものである場合、前項と同様の扱いとする。

10 第 10 条第 11 項による説明責任の程度及び前項に定める基本的要素については、研究分野の特性に応じ、本委員会が判断する。

(調査結果の通知及び報告書の作成)

- 第15条 本委員会は、調査委員会の報告を受け、本調査実施日から150日以内に報告書を 作成する。ただし、不正行為の有無の確認のため、再実験、解析等において日数を必要 とする場合は、その限りではない。
- 2 本委員会は、調査結果を速やかに通報者等及び対象研究者並びに対象研究者以外で不 正行為に関与したと認定された者に通知する。対象研究者又は対象研究者以外で不正行 為に関与したと認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関に も当該調査結果を通知する。
- 3 本委員会は、不正行為が特定不正行為に当たる場合は、当該事案に係る配分機関等及 び文部科学省に当該調査結果を報告する。
- 4 第1項及び前項における調査結果の報告に記載する事項は、別に定める。
- 5 通報等が悪意に基づくものと認定された場合、本委員会は通報者等の所属機関に通知 する。
- 6 不正行為の存在を確認した場合、東洋大学研究倫理規程第3条から第5条及び東洋大学公的研究費及び管理規程第3条から第6条において定める各責任者(以下、「責任者等」という。)の管理監督の責任が十分に果たされていたかを調査する。
- 7 前項の責任者等の管理監督責任が十分に果たされず、結果的に不正を招いたと判断された場合は、その旨を報告書に記載する。
- 8 委員長は、報告書を作成し学長に報告する。
- 9 学長は、前項の報告書を受け理事長に報告する。
- 10 理事長は、前項の報告により不正行為の存在が確認された場合及び通報者等が悪意に 基づく通報等を行ったと認定された場合は、速やかに東洋大学懲戒委員会を設置する。
- 11 理事長は、第9項の報告により取引先業者の不正行為の存在が確認された場合は、速やかに学校法人東洋大学調達規程に基づき、取引先業者を処分する。
- 12 本委員会は、本調査の結果、不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、対象研究者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(不服申し立て及び再調査)

- 第16条 不正行為と認定された対象研究者及び責任を果たしていないとされた責任者等は、調査結果の報告を受けた日から7日以内に、本委員会に不服申し立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。
- 2 通報等が悪意に基づくものと認定された通報者等は、その認定について、前項と同様

に不服申し立てをすることができる。

- 3 不服申し立ての審査は調査委員会が行う。不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、本委員会は調査委員を交代させ、若しくは追加し、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、本委員会が当該不服申し立てについて、調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 不正行為があったと認定された場合に係る研究対象者による不服申し立てについて、 調査委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を実施するか 否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下す べきものと判断した場合には、直ちに本委員会に報告する。
- 5 本委員会は、学長に当該決定を報告し、対象研究者に通知する。このとき、当該不服 申し立てが当該事案の引き伸ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査 委員会が判断するときは、本委員会は以後の不服申し立てを受け付けないことができる。
- 6 第1項の不服申し立てについて、再調査の実施が決定した場合には、本委員会は調査 委員会に再調査を命じることとし、調査委員会は対象研究者に対し、先の調査結果を覆 すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を求めるこ とができる。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることが できる。その場合には直ちに本委員会に報告する。
- 7 前項について、本委員会は、学長に当該決定を報告し、対象研究者に通知する。
- 8 本委員会は、対象研究者から不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは、通報者等に通知する。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 9 調査委員会が再調査を開始した場合は、不服申し立てを受けた日から 50 日以内に先の 調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに本委員会に報告し、本委員会は当該 結果を通報者等及び対象研究者並びに通報者等が所属する機関に通知する。
- 10 第2項による不服申し立てがあった場合、本委員会は、通報者等が所属する機関及び研究対象者に通知する。
- 11 前項の不服申し立てについては、調査委員会は不服申し立てを受けた日から 30 日以内 に再調査を行い、その結果を直ちに本委員会に報告する。また、本委員会は、当該結果 を直ちに通報者等及び対象研究者並びに通報者等が所属する機関に通知する。
- 12 本委員会は、第8項から第11項において不正行為が特定不正行為に当たる場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(通報者等及び調査協力者並びに対象研究者の保護)

- 第17条 通報者等及び調査協力者に対しては、通報等を理由として不利益を受けないよう に、十分に配慮を行う。
- 2 対象研究者に対しては、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって 不利益な取扱いをしてはならない。

(通報者等の禁止事項)

第 18 条 通報者等は、不正の利益を得る目的、大学又は大学研究者に損害を加える目的、 その他誹謗中傷等の不正の目的をもって、通報等を行ってはならない。この場合に、通 報者等は処分等の対象となる。

(公的研究費に係る不正に対する配分機関等及び文部科学省への調査結果の報告)

- 第19条 通報等があった日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した 者が関わる他の公的研究費の管理、監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書 を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に提出しなければならない。
- 2 不正行為の有無の確認のため、再実験、解析等において日数を必要とし、調査が終了 していない場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に途中経過を報告し、調 査が終了し次第、速やかに最終報告書を提出する。

(調査結果の公表)

- 第20条 不正行為が特定不正行為及び公的研究費に係る不正であった場合において、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容については、次の各号に定めるところによる。ただし、合理的な理由がある場合は、第1号を非公表とすることができる。
 - (1) 不正に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 不正の内容
 - (3) 公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員の氏名及び所属
 - (5) 調査の方法、手順等
- 2 本委員会は、不正が行われなかったとの認定があった場合には、原則として調査結果 を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合、論文等に故意によるも のではない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
- 3 悪意に基づく通報等の認定があったときは、調査結果を公表する。 (啓発活動)
- 第21条 本委員会は、責任者等と協力して、不正行為の防止及び研究倫理の啓発のために、 広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。
- 2 本委員会は、研究倫理教育責任者等と協力して、学生の研究者倫理に関する規範意識 を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施に努める。
- 3 悪意に基づく通報等を防止するため、通報等は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、通報等には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、通報者等には調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく通報等であったことが判明した場合は、氏名の公表や処分等の対象となることを学内外にあらかじめ周知する。

(不正行為に関する通報及び相談窓口の設置)

- 第22条 本委員会は、不正行為に関する通報等に対応するため、大学の学内と学外に窓口を設置する。
- 2 学内窓口は、学長室長とし、学外窓口は、外部の専門機関に委託する。
- 3 学内外に関わらず、不正行為に関する通報等があった場合は、学長室長は、速やかに 学長へ報告する。
- 4 通報及び相談窓口の責任者は、統括管理責任者とする。 (庶務)
- 第23条 本委員会の庶務は、研究推進部研究推進課が行う。 (改正)
- 第24条 この規程の改正は、学長が本委員会の意見を聴いて行う。

附則

- この規程は、平成 19 年 2 月 23 日から施行する。 附 則 (平成 21 年規程第 13 号)
- この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 26 年規程第 58 号)
- この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 26 年規程第 133 号)
- この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別紙様式(省略)